

前回の分科会の確認事項

- 国民の25%が罹患
 - ー流行期間(約8週間)に交互に罹患し、1週間～10日程度、交互に欠勤する。
 - ーピーク時に従業員が発症して欠勤する割合は5%程度と考えられる。
 - ピーク時に従業員の40%程度※が欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込む。
 - ー従業員の罹患による欠勤のほか、学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小などにより共働き世帯等は出勤が困難となる。
- ※流行期間(約8週間)のうち、一定の期間において40%が欠勤することを想定(業種・職種等によっても異なる。)

前回の分科会における論点

- 特定接種は妊婦や子ども等住民への接種よりも先に実施されるものであり、住民への接種を早期に実施する視点から、特定接種対象者は限定的に考えていくべき。
- 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」についても社会機能を維持するという観点から重要であるが、対象を限定して考えていくために具体的な機能を絞り込んで議論することが必要。
- 新型インフルエンザ発生時に求められる社会機能の維持レベルについて、業種ごとに確認・整理する必要がある。

新型インフルエンザ発生時の社会情勢(1/2)

◇主要な業界においては、病原性の高い新型インフルエンザが発生した場合を想定し、事業継続計画やガイドラインを作成し、以下のような対策と目標を掲げている。(内容については、継続調査中)

業界区分	国内発生～まん延期に想定される状況(「新型インフルエンザ対策ガイドライン」における想定)	各業界における対策と目標 (各業界のガイドライン及び企業の業務継続計画)
(1) 医療・公衆衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の医療機関は、新型インフルエンザへの業務資源の重点的投入のため、診療科目を限定 ○爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源(医療従事者、医薬品、資器材、ベッド等)が不足する 	<ul style="list-style-type: none"> ○発生段階に応じて、感染拡大防止効果等を勘案して対策を講じることとしている。 ● [地域発生早期まで]帰国者・接触者外来における新型インフルエンザ等患者の診療 ⇒ [地域感染期以降]一般の医療機関による診療(帰国者・接触者外来の原則中止) ● [地域発生早期まで]全ての新型インフルエンザ等患者の入院治療 ⇒ [地域感染期以降]新型インフルエンザ等患者のうち、重症者のみ入院治療 ● [国内感染期のうち、流行が拡大するまで]患者との接触者への外出自粛要請 ⇒ [流行拡大以降]接触者への外出自粛要請の中止 <p>資料:厚生労働省専門会議の医療ガイドライン意見書より抜粋</p>
(2) 電気	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止の観点から、一部業務を縮小・延期 ○保守・運用の従業員不足により地域的・一時的に停電等が生じるおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の40%が約2週間欠勤することを想定し、優先業務として①電気の安定供給に必要不可欠なもの、②会社機能維持のため必要なもの、③法令遵守しなければならないもの、などを継続する方針としている。 ○優先業務を継続するために、優先業務以外(一部のイベントや緊急性の低い業務)の、国内感染期に縮小・延期を検討している。 <p>資料:電気事業者の行動計画等より抜粋</p>
(3) 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員不足により、運行本数が減少 ○外出自粛・通勤手段の変更により、公共交通機関への需要が大幅減少 	<p>「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」(平成22年3月国土交通省危機管理室)及び関連調査によれば</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通に関わる事業者は「まん延期でも、極力運行を維持する」こととしているが、乗務員の休業率に応じた減便ダイヤを定めており、40%の欠勤では半減等相当の減便になることを想定しておく必要がある。 ○国土交通省作成の「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」では、政府の対策見直しに併せてBCPを変更する必要性の有無をチェックする際の留意点の一つとしてワクチン接種方針が示されている。

資料:「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定」(新型インフルエンザ対策ガイドライン(平成21年2月)「参考1」)より抜粋

新型インフルエンザ発生時の社会情勢(2/2)

区分	国内発生～まん延期に想定される状況	対策と目標
(4) 通信	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛や在宅勤務体制への移行等により、電話・インターネット等の通信需要が増加 ○通信需要増に伴う一時的な通信速度の低下 ○窓口業務、カスタマーサービスの中断 	○(確認中)
(5) 金融	<ul style="list-style-type: none"> ○ATMへの現金流通が滞り、一時的にサービス中断 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の最大欠勤率40%で継続必要業務・実施可能業務を精査。 継続必要業務は、優先店舗(その他店舗は閉鎖)での ①現金供給(預貯金等の払戻し)、②資金の決済(振込、送金、口座振替、手形・小切手の取立)、③資金の融通(融資)、④証券の決済、⑤金融事業者間取引を前提に、業務内容、地域性等を踏まえ各金融機関で判断。
(6) 物流(貨物運送、倉庫等)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動休止・稼働率低下により、物流量が減少 ○中小事業者は休業する可能性 ○従業員不足による集配の遅延、サービスの中断 ○宅配、通信販売等に対する需要が大幅に増加 	○国土交通省行動計画においては、新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、地方公共団体と連携し、運送事業者に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送を要請することとされている。
(7) 食料品・生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の買い占めにより食料品・生活必需品が不足 ○食料品等の製造・輸入量が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○自社や取引先の従業員の40%程度が8週間にわたり欠勤することを想定し、リスク分析を行うことを推奨。 ○重要業務継続のための措置(嗜好性食品製造、研究開発等の業務縮減) <p>資料:平成21年6月 農林水産省「～新型インフルエンザ対策～食品産業事業者等のための事業継続計画(簡易版)の策定及び取組の手引き」より一部抜粋</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p><参考:行政及び国民が想定される状況に対して取る対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特措法59条(生活関連物資の価格の安定等) ○家庭用食料品の備蓄 </div>

資料:「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定」(新型インフルエンザ対策ガイドライン(平成21年2月)「参考1」)より抜粋

(1) 発生時の社会情勢(医療・公衆衛生 1/4)

新型インフルエンザ発生時の医療体制・公衆衛生対策については、「新型インフルエンザ対策行動計画」および「医療ガイドライン」等においては、発生段階に応じて異なる体制が想定されている。

●要点

- 発生段階に応じて、感染拡大防止効果等を勘案して対策を講じることとしている。
- 〔地域発生早期まで〕帰国者・接触者外来における新型インフルエンザ等患者の診療
⇒〔地域感染期以降〕一般の医療機関による診療(帰国者・接触者外来の原則中止)
臨時の医療施設における医療の提供
- 〔地域発生早期まで〕全ての新型インフルエンザ等患者の入院治療
⇒〔地域感染期以降〕新型インフルエンザ等患者のうち、重症者のみ入院治療
- 〔国内感染期のうち、流行が拡大するまで〕患者との接触者への外出自粛要請
⇒〔流行拡大以降〕接触者への外出自粛要請の中止

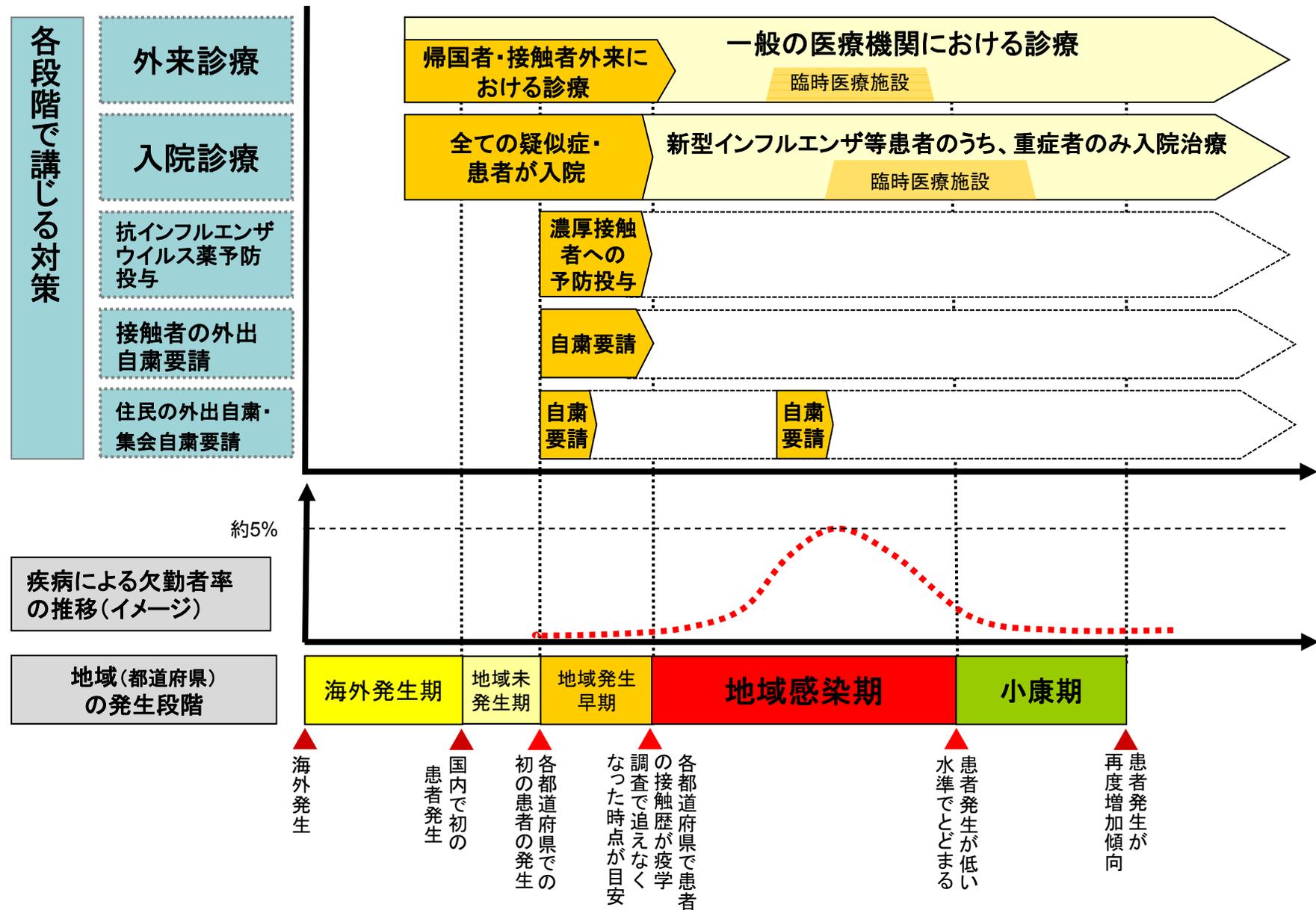
(2) 発生時の社会情勢(医療・公衆衛生 2/4)

実行する主な医療対策(病原性が不明又は病原性が高い場合)		
発生段階	地域発生早期まで	地域感染期以降
相談体制	帰国者・接触者相談センターの設置	
	コールセンター	コールセンター
外来診療体制	帰国者・接触者外来の設置 (一般の医療機関においても対応する可能性あり)	一般の医療機関における診療 (帰国者・接触者外来の原則中止)
	全ての患者に関する届出	
		電話再診患者のファクシミリ処方
	新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	
入院診療体制	入院勧告の実施	(入院勧告の原則中止)
	全ての新型インフルエンザ等患者の入院治療	新型インフルエンザ等患者のうち、重症者のみ入院治療
	院内感染対策	
		待機的入院、待機的手術の自粛
		定員超過入院
		公共施設等における医療の提供
検査体制	全疑似症患者にPCR検査	
	疑似症患者以外については、都道府県等が必要と判断した場合にPCR検査	都道府県等が必要と判断した場合にPCR検査
予防投与	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	患者の同居者については、効果等を評価した上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討

(2) 発生時の社会情勢(医療・公衆衛生 3/4)

実行する公衆衛生対策			
発生段階	地域発生早期、国内感染期のうち流行が拡大するまでの期間	国内感染期のうち、流行拡大が進む時期	国内感染期のうち、流行のピークにおける対策
患者の接触者に対する 外出自粛、自宅待機要請	患者との接触者への外出自粛要請	(接触者への外出自粛要請の中止)	
	(入院勧告を中止した都道府県等)患者及び患者の同居者に対する自宅待機要請を検討	必要に応じて、患者及び患者の同居者に対する自宅待機要請を検討	
地域対策及び 職場対策	地域全体での学校等の臨時休業の検討		
	(通常季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する <ul style="list-style-type: none"> ・国民に対し、手洗い・咳エチケット等を強く勧奨する ・消極的學校閉鎖の強化して実施する(病原性の状況に応じて実施) ・学校、保育施設等における患者の一定期間自宅待機(出席停止)とする ・事業所には、インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧告等を行うよう要請する。 		

(2) 発生時の社会情勢(医療・公衆衛生 4/4)



(「新型インフルエンザガイドライン見直し意見書」から作成)

(2) 発生時の社会情勢(電気事業者 1/3)

大手電気事業者において、新型インフルエンザ対策行動計画・事業継続計画を作製・公開している。以下に、公開情報から新型インフルエンザ発生時の行動計画の一部を記す。

●要点

- ・電気事業者は、**40%が約2週間欠勤することを想定し、優先業務として①電気の安定供給に必要不可欠なもの、②会社機能維持のため必要なもの、③法令遵守しなければならないもの、などを継続する方針**としている。
- ・**優先業務を継続するために、優先業務以外(一部のイベントや緊急性の低い業務)の、国内感染期に縮小・延期を検討**している。

□BCP策定にあたっての前提条件

優先業務を維持するために必要な要員数を算定するための前提条件は次のとおりとする

- ・対象:当社および優先業務に係わるグループ会社・協力企業
- ・流行期間:約8週間
- ・欠勤率:流行ピーク時・約2週間 40%
〔欠勤理由〕従業員本人の罹患、家族罹患者の介護

□優先業務の選定

新型インフルエンザ国内感染期で、当社従業員、請負者等に新型インフルエンザによる休務者が大量に発生した場合において、電気の安全・安定供給を確保するために、最優先で実施する業務選定の考え方は次のとおりとする。

- ①電気の安定供給に必要不可欠なもの
- ②会社機能維持のため必要なもの
- ③法令遵守しなければならないもの

(2)発生時の社会情勢(電気事業者 2/3)

□優先業務:新型インフルエンザ国内感染期で、当社従業員、請負者等に新型インフルエンザによる休務者が大量に発生した場合において、電気の安全・安定供給を確保するために、最優先で実施する業務

区分	業務
電力供給に係わる業務	発電設備・関連設備の運転、系統運用、配電線網の運用、設備工事(必要最低限)、停電事故復旧、設備保守(必要最低限)、法定点検
電力供給をサポートする業務	燃料調達、電力供給関連資機材の調達・貯蔵品管理、工事の発注(必要最低限)
電力供給に係わるお客さま対応業務	お客さまサービスセンター電話受付、停電時対応
会社機能維持に係る業務	検針、電気料金の請求・支払い、その他出納・支払、決算関係業務、資金調達 コンピュータシステム維持、通信システム維持、労務管理、給与支払、健康管理 対策本部業務、報道、警備、建物管理 法的に求められる事項(許認可・届出・報告等)

□縮小業務:お客さま、地域の皆さま、従業員、グループ会社・協力会社の従業員等への感染拡大防止のために、状況に応じて中止・延期等が可能な業務として予め定めておく業務

区分	業務
従業員関係	教育、研修・訓練、出張、会議
お客さま関係	お客さま訪問、技術サービス・需要家コンサルティング
地域社会関係	PR施設、見学会・見学受入、イベント、対話活動、出前講座、ボランティア活動
工事関係	繰延べ可能な定期検査・設備工事・修繕工事、緊急性の低いシステム開発・保守

(「新型インフルエンザ対策行動計画」平成19年4月策定、平成23年11月一部改定、北陸電力株式会社 より抜粋)

(2) 発生時の社会情勢(電気事業者 3/3)

(別紙1)

【新型インフルエンザ対策の概要】

発生段階分類	未発生期	海外発生期	国内発生早期	管内発生早期	国内感染期	小康期		
危機管理体制		予備体制	非常体制					
新型インフルエンザによる休務者数					<p>40% ↑ 2週間</p>			
情報収集・周知			国内外、自治体、監督官庁、他電力、他業界等の情報収集 従業員等の新型インフルエンザ感染者の把握					
感染防止対策 拡大防止対策	—	対策準備 海外渡航者への措置	<p>感染予防の注意喚起……時差勤務・通勤手段変更等…… 感染者発生時の措置徹底 共用施設の閉鎖・隔離</p>					
事業継続計画	優先業務 (別紙6)	継続	継続	継続	継続 (交替要員リストアップ・班編成準備)	継続 (状況により、要員調整等の対策を講じ継続)	継続	継続
	優先業務以外の業務	継続	継続	継続 (縮小等ができる業務を各対策組織でリストアップ)		状況に応じて、中止・縮小・延期 (総本部で決定)	状況に応じて、業務再開 (総本部で決定)	業務再開
	縮小業務 (別紙7)	継続	継続	状況に応じて、中止・縮小・延期 (総本部又は各対策組織で決定)		中止	中止	状況に応じて、業務再開

(「新型インフルエンザ対策行動計画」平成19年4月策定、平成23年11月一部改定、北陸電力株式会社 より抜粋)

(3) 発生時の社会情勢(公共交通事業者 1/3)

●要点

- ・ 最低6割の人員を想定の上、通常業務に加えて発生する「新型インフルエンザ対策業務」と、事業継続のために必要不可欠な優先すべき業務として「一般継続業務」を設定し、「発生時継続業務」とし、そのほかは大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入できる体制を整えることが必要としている。多くの公共交通事業者は、運行業務を「一般継続業務」として「まん延期でも、極力運行を維持する」こととしているが、乗務員の休業率に応じた減便ダイヤを定めており、40%の欠勤では半減等相当の減便になることを想定しておく必要がある。
- ・ 政府の対策見直しに併せてBCPを変更する必要性の有無をチェックする際の留意点の一つとしてワクチン接種方針が示されている。
- ・ 公共交通における対策の目標としては、国土交通省行動計画において、利用者に対する広報、可能な限り外出を控えるよう国民に呼び掛けることの政府対策本部への要請にあわせ、輸送力確保及び乗客間の感染防止にできる限り努めるよう公共交通関係事業者等に要請することとしており、公共交通での感染拡大防止のための政府及び地域全体の対策が必要とされている。

公共交通機関に関して、国土交通省危機管理室から事業継続計画策定の手引きを作成・公表している。以下に手引きの抜粋を示す。

□BCP策定に当たっての前提知識

- ・ BCP作成に当たっては、強毒性の発生に備え、全人口の25%が罹患し、従業員の最大40%程度が欠勤することを想定しつつ、発生した新型インフルエンザの被害の程度に応じ適宜対応がとれるよう、柔軟性を持たせるとよいでしょう。
- ・ 政府の対策については、現在、豚由来の新型インフルエンザへの対応を踏まえ、対策の見直し作業を行っているところであり、現行の新型インフルエンザ対策行動計画・ガイドラインに記載されている対策について、未確定であった部分が決定されたり、対策の内容が変更される可能性があります。政府の対策見直しが発表された場合には、これをよく理解していただいた上で、対策見直しに併せてBCPを変更する必要があるか、チェックしていただくことが必要です。以下に、特に留意していただきたい事項を示します。

○ワクチンの接種方針

○水際対策の実施内容・実施範囲(運行自粛や検疫集約化を行うことがあるのか等)

○事業法等の法令の弾力運用等が行われるのか

○その他被害想定等に変更がないか

(3) 発生時の社会情勢(公共交通事業者 2/3)

□一般継続業務、縮小・中断業務の分類

最低6割の人員を想定の上、通常業務に加えて発生する「新型インフルエンザ対策業務」と、事業継続のために必要不可欠な優先すべき業務として「一般継続業務」を設定し、「発生時継続業務」とし、そのほかは大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入できる体制を整えることが必要です。

◆BCPを構築・検討している多くの公共交通事業者は、以下のように業務を分類しています。

- ・主力業務(運行業務)を継続するために必要な業務
 - ・会社経営に欠かせない業務
 - ・一定期間縮小・中断しても支障のないその他の業務 → 縮小・中断業務
- } 一般継続業務

◆具体的には以下のように分類している例が多く見られました。

	分類基準(例)	該当する業務(例)
一般継続業務	運行業務継続に必要な業務	・運航管理・指令、乗務、駅務、保守、配車、燃料調達等
	経営維持の観点から必要な業務	・同上(主力業務である運行業務継続に必要な業務) ・資金調達等
	・組織運営上必要な業務	・資金調達、支払い(給与含む)、決算等 ・対外広報
	・法令上の義務に基づく業務	・法定検査、有資格者の法定業務 ・決算、株主総会等の法定事項
	・契約上の義務に基づく業務	・契約の履行(運行・支払い等)
縮小業務	・一定期間停止はできないが、規模の縮小や、集約化・代替手段の活用による要員削減が可能な業務 ※特に感染防止につながるおそれのある業務はできる限り縮小	・人事・社内管理・経理等の事務全般(テレワーク・在宅勤務の活用も検討) ・改札業務、窓口業務等(機械の活用により要員削減) ・内部監査(規模の縮小)
中断業務	・法令や制度上で期限等の制約がなく、一定期間停止しても事業継続に影響がない(対外的にも理解が得られる)業務 ※特に感染防止につながるおそれのある業務はできる限り中断	・緊急性のない企画・計画・営業・調査統計・工事等 ・緊急性のない社内管理業務(啓発等) ・新規採用・異動関係業務 ・社員教育・研修

出典:「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」(平成22年3月 国土交通省危機管理室)
<http://www.mlit.go.jp/common/000125327.pdf>

(3) 発生時の社会情勢(公共交通事業者 3/3)

○ 人員計画の策定の手順の例

■ それぞれの部門において、新型インフルエンザ発生時の業務量を、要員で算出

【例1:事業部(150人)】※以下の2業務のみと仮定

- ・駅等サービスステーション業務→サービスの集約・一部停止(50人→40人)
 - ・乗務・運行管理業務→削減不可。ただし2割欠勤までは対応可能。(最低80人)
- ※半数は有資格者かつ経験者の必要

【例2:経営企画部(30人)】

- ・緊急性のない企画業務・イベント・会議等を中断(30人→10人)
- ・新型インフルエンザ発生時の経営維持のための対応が増加(+5人)

■ 4割欠勤時に対応が可能か検討する。

【例1:事業部】

- ・駅等サービスステーション業務: 4割欠勤時→ $50 \times 0.6 = 30$ (人)
1で算出した要員→40(人) ⇒▲対応不可能(応援必要人数:10人)
- ・乗務・運行管理業務 : 4割欠勤時→ $100 \times 0.6 = 60$ (人)
1で算出した要員→80(人) ⇒▲対応不可能(応援必要人数:20人(うち有資格者かつ経験者10人))

【例2:経営企画部】

- 4割欠勤時→ $30 \times 0.6 = 18$ (人)
- 1で算出した要員→ $10 + 5 = 15$ (人) ⇒○対応可能(応援可能人数:3人)

■ 部署間での人員調整を実施

【例:事業部】→ 応援必要人数:30人(うち有資格者かつ経験者10人)

- ・他部署配属中の有資格者等を調査、応援可能な部署との間で人員調整を実施
- ・なお有資格者等が不足する場合は、他部署間での人員調整を実施

(例:有資格者等がいる財務部へ、人事部からの応援を調整し、有資格者を事業部へ)

(7) 発生時の社会情勢(食料品・生活必需品1/3)

●要点(ガイドライン上の推奨)

・自社や取引先の**従業員の40%程度が8数週間にわたり欠勤**することを想定し、リスク分析を行う。

※また全社的に、あるいは部署単位、地域単位、業種特性等によって局所的に一定割合(例えば40%)以上欠勤する場合も想定しておくことが望まれる。

□事業影響分析 (食品産業事業者による事業継続計画策定にむけた各手順の解説から抜粋)

狙い: 事業が中断した場合の影響を分析し、重要業務を決定したうえで、必要な人員・要素・資材を把握

ポイント: ①食品の製造・販売等を担う食品産業事業者の立場をふまえ、国民の食生活への支障等の社会的影響、自社の財務的な影響、取引先への影響等、全ての重要な観点から、業務が中断することによる影響(事業影響)を分析する。

②中断した場合の影響が大きい業務を明確化し、重要業務として抽出する。

③重要業務の維持すべき操業度、停止が許される期間を見出す。

④自社内外を問わず、重要業務の継続に不可欠な人員・要素・資材を把握します。特に食品産業事業者はサプライチェーンが複雑であるため、上流から下流までの把握する。

重要業務を抽出するための検討

(1) 事業の継続又は拡充が社会的に要請される食品関連業務

(2) 感染拡大防止のため、自粛すべき食品関連業務

(3) (1)、(2)のいずれにあたるのか判断が難しい食品関連業務

(7) 発生時の社会情勢(食料品・生活必需品2/3)

□対策の検討と事業継続戦略の決定

(食品産業事業者による事業継続計画策定にむけた各手順の解説から抜粋)

狙い: 重要業務を継続するための対策の大きな方向性(事業継続戦略)を検討・決定

ポイント: ①事業影響分析・リスク分析に基づき、事業継続戦略(対策の大きな方向性)を検討し、必要な人員・要素・資材等を確保するための対策案を検討します。

②対策にかかる費用と効果の見積りを行い、実現可能性を考慮したうえで、事業継続戦略及び大筋の対策を決定します。

事業継続戦略には、主に以下の種類があります。

- ① 現状の場所・人員で可能な限り継続する
- ② 他の場所、または同じ場所で別の人員で継続する
- ③ 早い段階で操業度を思い切って下げて、許容される低い水準で継続する
- ④ あえて数日間中断して、確実に復旧することで継続する

平成21年6月 農林水産省 「新型インフルエンザに備えるための食品産業事業者の事業継続計画策定のポイント」 抜粋

その他参考(農林水産省ホームページ)

「実証調査に基づく食品スーパーマーケット等における新型インフルエンザ対策の参考メニュー」

「新型インフルエンザに備えた家庭用食料品備蓄ガイド」

(7) 発生時の社会情勢(食料品・生活必需品3/3)

4 重要業務を継続する場合に必要な措置 (本文P.8 参照)

【策定例】

重要度	業務の種類	発生段階 (欠勤率)	稼働率	必要な措置		
				人	物	その他(チェーン)
重要業務 優先度:高	幼児用食品製造 〔ここには、必需品で自社のみが供給しているものや、それに近いものが入る。〕	0%~0x%	100%	組織内の残業で対応	平時に同じ 原料の確認	輸送会社の状況把握
		0x%~Δ0%	100%	他部門から応援 シフト制を強化	原料の集中 別の調達先連絡 製品の備蓄	〇〇工場の稼働率向上 別の輸送会社への依頼 資金支援を金融機関に依頼
		Δ0%~	90%* (120%)	他部門の応援増強	原料の調達拡大 備蓄製品の出荷	〇×工場に製造集約 ▽〇会社と生産を連携 輸送会社へ運転手応援
一般業務 優先度:中	一般食品製造 〔できれば継続すべきものが入る。〕	0%~0x%	100%	組織内の残業で対応	平時に同じ	現状を供給先に報告
		0x%~Δ0%	50%	組織内の残業等で対応	原料半減	輸送先を▲×に縮小 減産状況を供給先に連絡
		Δ0%~	0%	休業(一部職員は重要業務を応援)	利用せず	生産の代替えを▲□会社に依頼 生産休止を供給先に連絡
一般業務 優先度:低	嗜好性食品製造	0%~0x%	70%	組織内の残業で対応	原料半減	減産状況を供給先に連絡
		0x%~	0%	休業(一部職員他部門へ応援)	利用せず	生産休止を供給先に連絡
	研究開発	0%~▲x%	50%	出勤状況に応じ実施 在宅研究に切替え	平時に同じ	研究成果はメールで〇〇に報告
		0x%~	0%	完全休業 在宅研究に完全切替え	利用せず	研究成果はメールで〇〇に報告

※ 需要が拡大する場合には、
増産も対応

大まかなイメージでよい。

この対策はしっかり考えて、なるべく詳しく書く。

一覧にする必要はなく、1業務ごとに何枚でもよい。